

○環境省告示第百七号

平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法施行規則（平成二十三年環境省令第三十三号）第五条第四号及び第二十条第四号の規定に基づき、廃棄物の事故由来放射性物質についての放射能濃度の測定方法を次のように定め、平成二十四年一月一日から適用する。

平成二十三年十二月二十八日

環境大臣 細野 豪志

廃棄物の事故由来放射性物質についての放射能濃度の測定方法

平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法施行規則第五条第四号及び第二十条第四号の環境大臣が定める方法は、別表に掲げる機器を用いて測定する方法とする。

別表

- 1 ゲルマニウム半導体検出器
- 2 NaI (TI) シンチレーシヨンスペクトロメータ
- 3 LaBr₃ (Ce) シンチレーシヨンスペクトロメータ

(平成二四環告九四・一部改正)